

平成26年(健厚)第798号

平成27年7月30日裁決

主文

本件審査請求を棄却する。

理由

第1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、後記第2の6記載の原処分を取り消すことを求めるということである。

第2 本件審査請求に至る経緯

本件記録によると、審査請求人(以下「請求人」という。)が本件審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、その名称をa社(以下「a社」という。)と称する健康保険法(以下「健保法」という。)及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の適用事業所の事業主である。a社は、本店を〇〇市〇〇町〇番〇号〇〇ビル〇階に置き、①ホテル、旅館並びに貸室業及び貸会場の経営、②農産物、畜産物の加工及び販売、③飲食店の経営、④不動産の賃貸及び管理等を目的として、平成〇年〇月〇日に設立された会社である。

2 b社(以下「b社」という。)は、①ホテル、旅館並びに貸室業及び貸会場の経営、②農産物、畜産物の加工及び販売、③飲食店の経営、④不動産の賃貸及び管理等を目的として、昭和〇年〇月〇日に設立されたa社(以下「旧a社」という。)を前身とする会社で、その商号を平成〇年〇月〇日に「a社」から「b社」に変更したものである。なお、本店は、平成〇年〇月〇日に、〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号から、同市〇〇〇丁目〇番地〇に移転している。

3 a社は、会社法人登記事項の商号譲渡人の債務に関する免責欄に「当社は平成〇年〇月〇日吸収分割を受けたが、吸収分割会社であるb社の債務については責に任じない。」として、平成〇年〇月〇日に会社分割登記を行った。

4 b社(当時の商号はa社、代表取締役はA。)は、健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金(以下、健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金を合わせて、「社会保険料」という。)を滞納していたが、平成〇年〇月〇日にこれを納付し、滞納していた社会保険料に係る延滞金3451万1900円(以下「本件延滞金」という。)の納付義務が残存していた。

5 b社の事業主(代表取締役A)は、平成〇年〇月に日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、事業所の名称が同年〇月〇日に、「a社」から「b社」に変更された旨の「健康保険・厚生年金保険適用事業所名称変更届」を提出し、機構は、同月〇日に名称変更の処理をしている。

また、b社は、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇公共職業安定所に、廃止年月日を平成〇年〇月〇日としてb社(旧a社)が雇用保険適用事業所を廃止した旨の届出を行い、機構に対しては、事業所名称、および、届出者ともにa社、全喪年月日を平成〇年〇月〇日として健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届の届出を行った。b社に係る事業所記録照会回答票(基本記録)には、全喪年月日として平成〇年〇月〇日、全喪原因として休業と記録されている。

6 厚生労働大臣から保険料等の滞納処分に係る権限を受任した日本年金機構〇〇年金事務所(以下「〇〇年金事務所」という。)徴収職員(以下「本件徴収職員」という。)は、平成〇年〇月〇日、本件延滞金を徴収するため、b社がc銀行(以下「c銀行」という。)d店に対して有する平成〇年〇月〇日現在の普通預金(口座番号〇〇〇〇〇)146万7309円及び債権差押通知書到着日までの確定利息の払戻請求権を差し押える処分(以下「原処分」という。)をした。

7 請求人は、上記6の被差押債権(以下「本件被差押債権」という。)は、a社に

帰属する財産であるから、原処分は違法であるとして、その取消しを求めて、当審査会に審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 健保法又は厚年法による適用事業所の事業主は、それぞれ、その使用する被保険者及び自己の負担する健保法又は厚年法上の保険料の納付義務を負い、毎月の保険料は翌月末日までに納付しなければならず、事業主がこれを滞納した場合には、保険者は、督促状を発する日から起算して10日以上を経過した日を指定期限として督促状を発し、なお、その指定の期限までに納付されない場合には、国税滞納処分の例によって徴収することとされている。また、保険者は、上記督促をした場合、滞納につきやむを得ない事情があると認められるとき等を除き、徴収金額につき年14.6%（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3%（ただし、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては当該特例基準割合による。）の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収することとされている（健保法第161条、第164条、第180条、第181条及び第183条、同法附則第9条、厚年法第82条、第83条、第86条、第87条及び第89条、同法附則第17条の14）。

2 ○○年金事務所の、b社に係る平成○年度滞納処分票には、次の記載がある。

(1)～(2) (略)

3 前述の「お願いしたい事項」の内容は次の通りである。

(略)

4 請求人が、平成○年○月○日（受付）、当審査会に提出した審査請求書において主張する異議の理由は次の通りである。

(1)～(4) (略)

5 請求人代理人が、平成○年○月○日（受付）、当審査会に提出した補充書に記載された主張の補充は次の通りである。

(1)～(2) (略)

6 そこで検討するに、指名債権の譲渡の対抗要件として、民法第467条は、指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなれば、債務者その他の第三者に対抗することができない（第1項）、前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなれば、債務者以外の第三者に対抗することができない（第2項）としている。

確定日付については、民法施行法第5条1項各号において、①公証証書（その日付をもって確定日付とする）、②登記所または公証人役場において私署証書に日付ある印章を押捺したとき（その印章の日付をもって確定日付とする）、③私署証書の署名者中に死亡した者があるとき（その死亡の日より確定日付があるものとする）、④確定日付ある証書中に私署証書にある事項を引用した場合（その証書の日付をもって私署証書の確定日付とする）、⑤官庁または公署において私署証書にある事項を記入し日付を記載したとき（その日付をもって確定日付とする）、⑥郵便認証司が郵便法の規定により内容証明の取扱いに係る認証をしたとき（郵便法の規定に従い記載した日付をもって確定日付とする）と規定されている。そして、民法第467条第2項にいう「確定日付のある証書によってする」通知又は承諾というのは、通知又は承諾の行為が確定日付のある証書によってなされることを要する趣旨と解されており（大審院連合部大正3年12月22日判決・大審院民事判決録20輯1146頁）、上記各項が通知・承諾についての対抗要件を定めているのではなく、債権譲渡の対抗要件を定めているのであって、通知・承諾のあったことの証明方法として確定日付を要求しているのではないことからすれば、けだし当然のことである。請求人は、b社が本件被差押債権をa社に譲渡したにつき、④債務者であるc銀行に対し通知した「債権者異議申述の催告書」、および、⑥c銀行が

承諾している「吸収分割契約書」は、いずれも登記所にて平成〇年〇月〇日付け受付がされていると主張している。しかしながら、本件記録によれば、旧 a 社及び a 社間の平成〇年〇月〇日付吸収分割契約書には、c 銀行 d 店の同月〇日の日付の入った受付印が押捺されていることが認められるが、これは、確定日付ではないし、もとより、この受付印があることをもって、c 銀行が本件被差押債権の譲渡を承諾したものと認めることもできない。また、〇〇地方法務局登記官により、平成〇年〇月〇日付で受け付けられた「吸収分割による株式会社変更登記申請書」には、「債権者各位」宛の「債権者異議の催告書」及び「吸収分割契約書」が添付されていることが認められるが、この各書面を含む登記申請書類一式を併せても、b 社（旧 a 社）が請求人に対してしたとされる本件被差押債権の譲渡につき、c 銀行に対して確定日付ある証書により債権譲渡の通知をした事実を認めることはできないし、c 銀行が確定日付ある証書により上記債権譲渡を承諾した事実を認めることもできない。そして、本件記録を精査するも、他に、確定日付ある証書による通知・承諾の事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、請求人は、本件被差押債権の譲渡について、本件徴収職員に対抗することはできない。

なお、請求人は、本件徴収職員は、背信的悪意者で、原処分は信義則に反するから違法であるとも主張する。しかしながら、本件記録を精査しても、本件徴収職員が本件債権譲渡につき、確定日付ある証書による通知又は承諾がなくても対抗することができる、いわゆる背信的悪意者に該当すると認めうる証拠はないし、原処分が信義則に反するものであることを基礎づける事実を認めるに足りる証拠もない。さらに、請求人は、b 社が請求人に対する会社分割を実施した後の本件の預金口座における出入金は全て請求人の事業活動に伴って発生しており、

本件預金口座を管理しているのも出入金の作業を行っているのも請求人の従業員であるから、本件被差押債権は請求人に帰属するものであるとも主張する。しかしながら、本件の預金口座は b 社が c 銀行との間で普通預金取引約款に基づいて預金契約を締結して開設したものと推認されるところ、普通預金は、預金者がいつでも自由に預入れと払戻しをすることができる継続的取引であり、口座に入金がある度にその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預金債権は、口座の既存の預金債権と合算され、1 個の預金債権として扱われるものであるから、会社分割の日である平成〇年〇月〇日以降の入金が請求人の事業活動によって生じた金員を原資とするものであるとしても、それは、入金都度既存の預金債権と一体となり、b 社の預金債権を構成する不可分の一部となるものであるから、請求人の上記主張は採用することができない。

また、請求人は、延滞金の減免等に係る〇〇年金事務所の対応について批判しているのであるが、それによっても上記の関係法令に則ってなされた原処分を違法、不当とすることはできない。

7 以上のとおりであるから、本件審査請求は理由がないものとして、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。